

# 茨城県 I T 戦略会議中間報告

－電子県庁の構築と産業振興方策について－

平成 1 3 年 2 月 2 3 日

茨城県 I T 戦略会議

# 目 次

中間報告にあたって 1P

電子県庁の構築 2P

## 第1 基本的な考え方

- 1 電子県庁の目指すもの 2P
- 2 基本方針
  - (1) 県民サービスの向上 2P
  - (2) 業務の効率化 2P
  - (3) 県民参画機会の拡充 3P

## 第2 電子県庁の推進方策

- 1 行政サービスのオンライン化
  - (1) ワンストップサービスの実現 3P
  - (2) 公共情報端末(情報キオスク)の整備 3P
  - (3) 電子調達の実現 3P
- 2 行政内部の電子化による業務の効率化
  - (1) 行財政改革の一層の推進 3P
  - (2) 迅速な事務処理のための業務の見直し 3P
  - (3) ペーパーレス化の推進 3P
  - (4) 行政情報の共有化と政策立案能力の向上 4P
  - (5) 規制・制度の見直し 4P
- 3 県民参画型の行政の構築
  - (1) インターネットによる双方向の情報交流の強化 4P
  - (2) 電子県庁の構築に関する県民の理解 4P
  - (3) 進捗状況の積極的公表 4P

## 第3 電子県庁の実現に向けて

- 1 推進体制の整備
  - (1) 電子県庁を推進する専門組織の設置 4P
  - (2) 指針、アクションプランの策定など 4P
  - (3) 職員の意識改革 5P
- 2 電子県庁推進のための基盤整備
  - (1) 総合行政ネットワーク(LGWAN)、認証基盤の整備 5P
  - (2) 県庁と出先機関等を結ぶネットワークの整備 5P
- 3 県民の情報リテラシーの向上
  - (1) 生涯学習や講習会などの充実 5P
  - (2) 情報ボランティアの確保 5P
- 4 個人情報保護及びセキュリティー対策 5P
- 5 国、市町村及び他県との連携協力 5P

## ITを活用した商工業の振興方策

### 第1 基本的な考え方

- 1 ITを活用した商工業の目指すもの 6P
- 2 基本方針
  - (1) 産業のIT化の推進 6P
  - (2) ITベンチャー企業の創出 6P
  - (3) IT関連企業の誘致 6P
  - (4) 国際的ビック・プロジェクトの活用 7P
  - (5) 産業界と行政の連携 7P

### 第2 ITを活用した商工業の振興方策

- 1 企業の経営レベルに応じた支援
  - (1) 総合的な支援 7P
  - (2) 製造業への支援 8P
  - (3) 商業への支援 8P
  - (4) ソフトウエア産業への支援 8P
- 2 ITベンチャー企業創出に向けた支援体制
  - (1) 創業のための総合的支援 8P
  - (2) ヤングベンチャーの支援 9P
  - (3) IT系ベンチャーの育成環境の整備 9P
- 3 ITリーディング企業の誘致 9P
- 4 早急に検討すべき課題
  - (1) 高速大容量情報インフラの活用 9P
  - (2) 新しい物流システムの検討 10P

## ITを活用した農林水産業の振興方策

### 第1 基本的な考え方

- 1 ITを活用した農林水産業の目指すもの 11P
- 2 基本方針
  - (1) 顔の見える農林水産物の提供と流通の効率化 11P
  - (2) 技術情報の充実強化 12P
  - (3) 農村の活性化 12P

### 第2 ITを活用した農林水産業の振興方策

- 1 消費者との情報交流の促進と新たなビジネスの展開
  - (1) 消費者との情報交流の促進 12P
  - (2) 新たなビジネスの展開 12P
  - (3) 卸売市場の機能強化 12P
- 2 生産者への技術情報提供の充実
  - (1) 研究成果等のデータベース化とリアルタイム情報の提供 12P
  - (2) 緊急情報の強制送信 12P
  - (3) 農業生産の効率化 12P
  - (4) 生産者への研修の充実強化 13P
  - (5) 漁海況情報等の提供 13P
- 3 農村の活性化を図る情報システムの構築
  - (1) 地域総合情報システムの導入支援 13P
  - (2) 農地GIS導入による耕地の効率的活用 13P
  - (3) 森林GIS導入による森林資源の活用 13P

## 中間報告にあたって

国においては、わが国の情報通信技術( IT)への取り組みの遅れを早急に取り戻し、世界最先端の IT国家の実現に向けて必要な制度改革や施策を5年間で緊急・集中的に実行することとしております。

本県においても、急激に進展する ITを県民生活や産業活動、行政運営などに積極的に活用していくための対策を戦略的かつ重点的に進めていく必要があります。そのための検討機関として、平成12年10月6日に茨城県 IT戦略会議(以下「会議」という。)が設置されました。

当会議においては、「電子県庁の構築」、「産業の振興方策」、「ITネットワーク社会づくり」、「人材の育成・学校教育の情報化」、「情報通信基盤の整備」及び「情報格差是正等」6つの検討課題について調査検討を進め、施策の提言を行う予定としておりますが、県民サービスの向上を図るための行政部門の電子化やIT化に対応した企業経営の効率化や体質改善など産業面での対策が当面の緊急課題であることから、今年度は「電子県庁の構築」と「ITを活用した産業振興方策」について重点的に検討しました。

この中間報告は、次年度の県の施策に反映させるため、早急に推進すべき施策及び中・長期的課題でも早めに当面の対応を行っておく必要のある施策を中心にとりまとめたものです。

今後は、残された検討課題についての調査・検討を進めるとともに、今回中間報告としてまとめた「電子県庁の構築」及び「産業の振興方策」についても、さらに中・長期的観点からの検討を加え、真に豊かな県民生活の実現に向けて、茨城県独自のIT戦略の構築をめざして審議を深めてまいります。

# 電子県庁の構築

## 第1 基本的な考え方

### 1 電子県庁の目指すもの

世界規模で急速に進展する IT化の波は、金融・製造・物流などの経済活動が牽引役となり、現在では、社会全体に大きな変革をもたらしている。ビジネスや個人の生活において、グローバル化、ボーダーレス化が進み、ITへの対応の遅れは、個人、企業はもとより社会そのものの停滞を招くこととなる。

一方、行政部門にあっては、ITの活用や既存の制度・慣行の見直しにより、住民の利便性向上と住民に開かれた行政の実現を図るとともに、業務の簡素化・効率化を図る行財政改革を一層推進していく必要に迫られている。

このような中、国においては IT基本法を制定し、高度情報通信ネットワークの拡充や電子政府の実現など、高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指すこととしており、平成 15 年度までに電子政府の基盤を構築する方針を打ち出している。

茨城県においては、ITを県民サービスの向上や行財政改革などを推進する強力な手段として捉え、

インターネットを活用して、いつでも、どこでも、行政情報を入手でき、各種申請・届出や調達等がオンラインで行える双方向型の行政運営システムの確立

庁内ネットワークの活用を図り、情報を共有し、ペーパーレス化された無駄のないスリムで効率的な行政運営の確立

インターネットや全国的な行政間ネットワークにより、県民が多様なサービスを享受できるよう、国や市町村等との迅速・確実な情報交換が可能な基盤の確立を目標とする「茨城電子県庁」を構築する必要がある。

### 2 基本方針

#### (1) 県民サービスの向上

県民や企業の様々なニーズを的確に把握し、国や市町村とも連携して、サービスを受ける者に国・県・市町村など行政の仕切りを感じさせないサービスを提供する必要がある。

また、行政と民間の間に双方向ネットワークを構築し、県民や企業が満足できる、きめこまかい行政サービスをスピーディーに提供していくことが必要である。

#### (2) 業務の効率化

電子県庁の最大の目的は業務の効率化であることから、電子県庁構築による効果を計れる数値目標を掲げ、統合パッケージソフトの導入や外部委託の実施などにより

コストダウンを図るとともに、組織や機構など行政運営体制の見直しを行い、最小の経費で最大の効果をあげるよう努力する必要がある。

また、情報の共有化による意思決定過程の合理化など、効果的な政策立案能力の向上を図っていく必要がある。

### **(3) 県民参画機会の拡充**

県のホームページなどを活用して情報公開を進め、県が行う施策について意思決定過程の段階から内容を公表し、県の行政運営における透明性の向上を図り、県民が主役の県民参画型行政を確立する必要がある。

また、電子県庁の構築にあたっては、進捗状況や県民のメリットなど、県民に対し十分なPRを行っていく必要がある。

## **第2 電子県庁の推進方策**

### **1 行政サービスのオンライン化**

#### **(1) ワンストップサービスの実現**

申請・届出や税の申告などの手続きについて、県民が自宅や会社、または身近な官公署などで、1か所または1回でいつでも手続きを行うことができるワンストップサービスなどを実現する必要がある。

#### **(2) 公共情報端末（情報キオスク）の整備**

現時点において、インターネットに接続できる環境が全家庭に十分に普及していないことから、出先機関を含め、公共施設などに県民誰もが使える公共情報端末（情報キオスク）を整備する必要がある。

#### **(3) 電子調達の実現**

入札の公告や入札書の提出など、物品の調達や公共事業の発注にかかる一連の入札手続きについて電子化し、インターネットなどを活用した電子調達システムを構築する必要がある。

### **2 行政内部の電子化による業務の効率化**

#### **(1) 行財政改革の一層の推進**

電子県庁の構築に併せ、事務事業や組織のあり方についても再度見直しを行い、行政運営体制のスリム化など、行財政改革を一層推進していく必要がある。

#### **(2) 迅速な事務処理のための業務の見直し**

事務処理のスピードアップを電子県庁推進のローガンの一つとして掲げ、決裁手続きの簡素化や申請手続における添付書類の削減など、事務処理の抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、業務の見直しにあたっては、企業、自治体の先進的な情報システムを標準として活用する必要がある。

### (3) ペーパーレス化の推進

庁内のペーパーレス化の推進については、文書管理システムやグループウェアを活用し、各課ごとに目標を設定させるなど、徹底して推進していく必要がある。

### (4) 行政情報の共有化と政策立案能力の向上

各課がそれぞれ管理している文書や地図などの情報を共通のフォーマットでデータベース化して共有し、従来の縦割り行政ではない、効率的な業務運営を図る必要がある。

また、各課所及び担当者がこれまで貯えた業務上参考となる経験やノウハウについても共有化を図り、政策立案能力の向上を図る必要がある。

### (5) 規制・制度の見直し

全ての条例、規則を精査し、行政手続の簡略化や類似業務の統廃合を進めるとともに、申請・届出など事務手続のオンライン化を進める必要がある。

## 3 県民参画型の行政の構築

### (1) インターネットによる双方向の情報交流の強化

パブリック・コメント制度の活用など、県民参画の機会を拡充するため官民双方向のネットワークを構築し、分かりやすく身近な行政を実現すべきである。そのために県民の視点に立った各種コンテンツの充実や必要な行政情報が効率的に入手できるクリアリングシステムの構築が必要である。

### (2) 電子県庁の構築に関する県民の理解

電子県庁の構築による県民のメリットを県民誰もがわかる形にまとめ、広くPRするなどして県民の理解を得ていく必要がある。

### (3) 進捗状況の積極的公表

電子県庁構築の進捗状況については、県のホームページや広報誌などあらゆるメディアを利用し、常時最新の情報を公表していく必要がある。

## 第3 電子県庁の実現に向けて

### 1 推進体制の整備

#### (1) 電子県庁を推進する専門組織の設置

ITをツールとして行政が思いきった施策や改革を実施するのであれば、今が一番のチャンスであり、各組織のトップはこのチャンスを逃さず電子県庁を推進すべきである。例えばパソコンが使えない職員は全員研修を受けさせるなど、強いリーダーシップを発揮して職員に意識改革を迫っていく必要がある。

また、電子県庁の推進にあたっては、組織や人事、文書、情報化を担当する各部署から意欲と資質豊かな職員を集め、新たな専門組織を設置し、SE等民間の人材活用も検討しながら効率的に推進する必要がある。

## **(2) 指針，アクションプランの策定など**

電子県庁の推進にあたっては全体を把握する指針を示し，施策ごとの年次目標などを設定した具体的なアクションプランを策定したうえで計画的に進める必要がある。

## **(3) 職員の意識改革**

電子県庁の推進は，従来の行政組織の体質や職員の意識に大きな変革を迫る契機となる。その中では民間の顧客志向やコスト意識を植付けることと，徹底した情報化研修により職員の情報リテラシーを向上させることが重要である。

## **2 電子県庁推進のための基盤整備**

### **(1) 総合行政ネットワーク(LGWAN), 認証基盤の整備**

ワンストップサービス実現の基盤として，国，都道府県及び市町村を相互に結ぶ専用のネットワーク(LGWAN)を早急に整備する必要がある。

また，個人及び組織の認証基盤についても併せて整備する必要がある。

### **(2) 県庁と出先機関等を結ぶネットワークの整備**

県民との接点となる出先機関については，申請・届出のオンライン化を実現するため，パソコン1人1台体制と十分な容量を確保したネットワークの早急な整備が必要である。

## **3 県民の情報リテラシーの向上**

### **(1) 生涯学習や講習会などの充実**

地域や年齢などによる情報格差(デジタル・デバイド)が発生しないよう，情報に関する生涯学習や講習会などの機会を捉え，県民の情報リテラシー向上を図っていく必要がある。

### **(2) 情報ボランティアの確保**

地域に点在する情報化に秀でた人材を情報ボランティアとして登録し，小中学校における教育の情報化などに積極的に活用を図っていく必要がある。

## **4 個人情報保護及びセキュリティー対策**

県民個々の権利利益保護の観点から，個人情報保護対策には万全を期すとともに，システム障害や不正アクセスに対するセキュリティー対策を講じておく必要がある。

## **5 国，市町村及び他県との連携協力**

電子県庁の推進にあたっては，国及び市町村，さらに他県とも連携を図りながら推進していく必要がある。特に市町村については，各業務システムの標準仕様の導入などについて，市長会，町村会または県が中心となり，積極的な支援を図っていく必要がある。

# ITを活用した商工業の振興方策

## 第1 基本的な考え方

### 1 ITを活用した商工業の目指すもの

ITは、瞬時に時間と空間を超えるグローバルな同時性、誰もがアクセス可能な公開性、情報を相互にやりとりできる双方向性、情報コストの低廉性、情報の非摩耗性など、これまでの通信技術にない多くの特質を備え、経済社会構造を劇的に変化させている。

一方県内の中小企業では、ホームページの開業率やメールの利用率が全国平均を下回り、IT化を担う人材が不足しているなど、IT化への対応が遅れている現状にあり、またベンチャー企業等の開業率についても低い状況にある。このような中で県内産業が発展していくためには、従来産業のIT化とともに、IT系ベンチャー企業の創出やIT関連企業の誘致などによる産業の多様化と活性化を図ることが重要である。

本県は、巨大な情報集積地である首都東京に近接しているという地理的条件、陸・海・空の広域交通ネットワークの形成、つくば地区の研究機関や大学の集積など、経済発展の大きなポテンシャルを有している。また、後述する大強度陽子加速器や大容量の国際海底ケーブルの陸揚げなどの国際的なビッグ・プロジェクトも推進されている。

このような本県の優位性を基礎に、ITを産業振興の起爆剤として活用し、

中小企業のIT導入促進による経営の革新

本県産業に活力を与えるIT系ベンチャー企業の創出やIT関連企業の誘致

県内で推進される国際的ビッグ・プロジェクトの活用

を目標とする施策を展開することにより、地域間競争にうち勝ち、IT先進県として21世紀に大きく飛躍することが期待できる。

### 2 基本方針

#### (1) 産業のIT化の推進

IT革命に対応するために中小企業には、企業運営や生産・流通システムなど、あらゆる分野でネットワークを基盤とした仕組みへの再編成が求められている。このためIT化推進に当たっては、企業の技術レベルや経営資源に応じて、IT導入に向けた啓発普及から、相談、専門家派遣、人材育成、融資制度の充実などが必要である。

#### (2) ITベンチャー企業の創出

ITを駆使し独創的でタイムリーな開発を行う、大学生や20歳代を中心としたヤングベンチャーの創業を支援するために、大学等の研究成果の活用促進、高速ネットワーク環境や低廉なオフィス施設の提供、投資家との交流機会の設定、事業化に利用しやすい融資制度の充実など、一貫した支援体制が必要である。

#### (3) IT関連企業の誘致

県内産業の活性化と多様化を図るために、トップレベルの IT関連産業を誘致するとともに、これを核とした産業集積を図る必要がある。

#### (4) 国際的ビッグ・プロジェクトの活用

平成18年度の完成を目指し、東海村に大強度陽子加速器の建設が開始される。この加速器研究による新材料、新薬などの開発や、研究の実施のためのソフトウェア開発など、様々な産業分野への波及効果が期待され、研究情報の海外とのリアルタイム通信の需要なども展望される。また、本県には高速大容量の国際通信インフラの起点が存在する。

これらのビッグ・プロジェクトは他県にない優位性であり、産業振興への活用策について検討する必要がある。またこれらの活用にあたっては、専門的な知識と最先端の技術を持った人材が不可欠であり、高度な研究教育機関による人材育成が必要である。

#### (5) 産業界と行政の連携

行政とその関係機関は、デジタルデバイドを避けるための IT導入促進に向けた施策や、ITを活用したビジネスが展開しやすい環境の整備を、また民間企業においては、それらの活用による新しい分野への果敢な挑戦など、産業界と行政の有機的な連携と役割分担が重要である。

## 第2 ITを活用した商工業の振興方策

### 1 企業の経営レベルに応じた支援

#### (1) 総合的な支援

##### IT導入に関する啓発・普及

中小企業の IT導入を促進するためには、まず、経営者が IT導入のメリットを理解していることが前提となる。そこで、最新の経営システムを集めた体験型イベントや、解りやすいセミナーの開催など、中小企業向けの情報発信が必要である。

##### 企業・大学等の人材活用

中小企業が適切な IT導入を図るためには、専門家から適切なアドバイスを受けることが重要である。そこで、IT関連技術者を企業や大学などから募り、その派遣費用を行政が支援するなどして、中小企業がアドバイスを得やすい環境を整える必要がある。

##### IT化を担う人材の育成

新たに ITを導入する場合には、それを担う人材が不可欠であるが、特に中小企業では人材の確保が難しい。そこで、企業在職者や未就職の若年者に対し産業界が必要とするIT関連技術を修得するための職業能力開発を推進する必要がある。

##### いばらきビジネスサイトの開発 整備

県では従来から中小企業の受発注支援や技術情報の提供を行ってきたが、より

充実した支援を行うためには産業団体等が構築するポータルサイトとも連携を図りつつ、産業情報をインターネットで提供するビジネスサイトを開発・整備する必要がある。

#### **IT導入促進融資制度の創設**

中小企業が ITを導入しやすいように、低利な融資制度を整備する必要がある。

### **(2) 製造業への支援**

#### **ものづくり IT化プロジェクトへの参加**

熟練技術者の持つ技術・技能を利用可能とする国の「デジタル・マイスター・プロジェクト」および国産のCAD・CAM・CAEプラットフォーム開発プロジェクトと連携し、県内で実践する必要がある。

#### **地場産業等のビジネスモデルの構築支援**

ITは広範囲へのPRを低コストで実現可能とし、新たな販路開拓のチャンスを生むものである。このため地場産業の組合や企業グループが、その製品やサービスの販路拡大をねらいとしたビジネスモデルの構築をはじめており、県内企業のこうした動きに対して支援する必要がある。

### **(3) 商業への支援**

#### **個人事業者へのインターネット接続 ホームページ作成等の支援**

商工会や商工会議所と連携し、機器類の接続・操作やホームページの作成に対して、研修やアドバイスを提供する体制を一層充実し、インターネット普及の環境整備を図る必要がある。

#### **商店街等が行う先進的経営システム導入への支援**

商店街等が取り組むバーチャルモールや共通ポイントカードシステムの構築などの、ITを活用した先進的経営システムの導入に対して支援する必要がある。

### **(4) ソフトウェア産業への支援**

#### **ソフト開発への支援**

情報通信ハードウェアの高性能化に伴い、新しいプログラムやコンテンツの需要は益々高まっている。これに対応し、自社製品の開発など自立化を目的としたソフト開発に対して支援する必要がある。

#### **共同プロジェクトの推進**

つくばの研究集積は世界有数であり、本県最大のアドバンテージといえる。これらの機関と連携し、そこから生まれる IT関連の最新技術シーズを県内での事業化に結びつけるための共同プロジェクトを推進する必要がある。

## **2 ITベンチャー企業創出に向けた支援体制**

### **(1) 創業のための総合的支援**

#### **情報の提供**

新規性と開発速度を要求されるベンチャー企業にとって、人材・技術・市場・資金調達等の情報が必要なときに瞬時に得られることが不可欠である。ホームページやメールマガジン等により、そうした産業情報をリアルタイムに提供していく必要がある。

#### **交流機会の提供**

ベンチャー企業には人材面や資金面での弱点があるため、大学等の研究者との研究会や投資家へのビジネスプラン発表会等、交流の機会を提供していく必要がある。

#### **資金調達支援**

不動産等の担保を持たないベンチャー企業の最大のネックは資金の調達である。これを支援するために、国内外のベンチャーキャピタルに対して創業者情報の提供を行っていくとともに、制度融資の充実が必要である。

### **(2) ヤングベンチャーの支援**

IT革命の担い手の多くは大学等の若手研究者であり、創業への不安を軽減するためには、大学等との連携による起業家講座の実施、ビジネスプランコンペ等による投資家との接触機会の提供、経営や技術面での人材派遣等の支援体制を整える必要がある。

### **(3) IT系ベンチャーの育成環境の整備**

IT系ベンチャー企業が集まり、自由な活動や開発及び情報交換を行うためには、開発のための高度なソフトウェアや機器、コミュニケーションスペース、および高速大容量通信回線を備えたインキュベータを整備する必要がある。

## **3 ITリーディング企業の誘致**

IT関連産業の集積を図るために、安価な土地や東京への近接性など、IT関連産業が立地するうえでの本県の優位性を積極的にPRし、核となる国内外の企業の積極的な誘致に努める必要がある。

## **4 早急に検討すべき課題**

### **(1) 高速大容量情報インフラの活用**

情報インフラの整備は、研究と産業の集積を活かした産業振興にとって重要な要素であり、データセンターやコンテンツ産業などのIT関連産業の立地を推進するためにも大きな役割を果たすと期待される。しかし、現在、高速回線でインターネット接続する場合には県内にはアクセスポイントがほとんどなく、地域IXセンターの設置や東京都内までの専用線の確保が必要となっているのが実状である。

また本県は、つくば地区に多くの研究機関が集積し、東海村に大強度陽子加速器が建設されるなど、国際的に見ても有数の研究集積地となっている。一方では、全国第9位の工業生産高を誇る「ものづくり」の集積地でもある。この両者を有機的に結びつけ

けることにより、研究を支えるサポート産業や技術移転による新産業の創出が可能となる。

さらに国際海底ケーブルの存在は、国際ビジネスなどを展開するうえで、日本と海外を結ぶネットワークとして大きなポテンシャルの一つである。

したがって、この地域的な優位性を最大限に発揮できるよう、県内の高速大容量情報インフラ活用について検討すべきである。

## **(2) 新しい物流システムの検討**

IT革命は流通革命ともいわれ、大きな変革の波が押し寄せている。中小流通業がこの流れにスムーズに対応できるよう、物流の効率化及び機能の強化に向けて、輸配送の共同化や情報ネットワークづくりなどを行う取り組みについて検討すべきである。

# ITを活用した農林水産業の振興方策

## 第1 基本的な考え方

### 1 ITを活用した農林水産業の目指すもの

農林水産業においては、個々の経営体の生産能力、販売能力が脆弱であるため、協同組合等を通じた集出荷体制により、販売能力の向上と安定的な出荷を可能にし、また、まとまった数量で取引することにより、流通コストの低減化を図ってきた。

しかし一方で、生産者から消費者に至るまでに、市場、卸売業者、小売店等複数の業者を介するため、生産者と消費者との結びつきが希薄であったことも事実である。

また、農林水産業における技術情報の提供については、研究機関で開発されたものを普及員等が随時農家等に伝えるという手法がとられているが、農林水産業の施設や技術水準の高度化に伴い、県等が保有している技術情報の利用機会が増大してきており、これに加えて、気象、市況など日々変動し、農業等を行う上で必要となる情報の迅速な提供も求められている。

さらに、農山漁村においては、都市部に比べ情報化に対する取り組みが遅れており、情報量、情報速度の格差の拡大による地域の振興の阻害が懸念されることから、また、過疎化、高齢化への対応方策として、地域の総合的な情報システムの構築が強く求められている。

このようなことから、茨城県では ITを農林水産業の振興の強力な手段として捉え、

地域の生産者と消費者、市場関係者が互いの情報をネットワーク上で積極的に公開し、交換することによる顔の見える農林水産物の提供

県の試験研究機関等のこれまでの研究成果のデータベース構築と、現地情報のモバイル等を利用したリアルタイムでの積極的公開

地域総合情報システムの構築による農村地域活性化と、GISの導入等による地域資源の保全・管理

等を目指して「ITを活用した農林水産業の振興方策」を推進し、本県農林水産業の一層の活性化を図っていく必要がある。

### 2 基本方針

#### (1) 顔の見える農林水産物の提供と流通の効率化

これまでの市場流通とは別チャンネルとして形成されつつあるネットビジネスを、本県農林水産業活性化の新たなチャンスとして実現できるよう、業界団体が行う情報ネットワーク構築等の取り組みに対し支援を行うとともに、ネットワークを活用した生産者と消費者との連携を強化していく必要がある。

また、今後も流通の大部分を担う卸売市場についても、一層の効率化を行うために、

IT化を図る必要がある。

## (2) 技術情報の充実強化

県の機関が保有している試験研究等のデータをネット上で自由に活用できるようデータベース化するとともに、生産者が必要としている現地情報等をリアルタイムで提供できるような体制を整える必要がある。

## (3) 農村の活性化

農村の活性化を図るため、農業のみならず地域の持つ情報を総合的にネットワークするシステムを構築する必要がある。

## 第2 ITを活用した農林水産業の振興方策

### 1 消費者との情報交流の促進と新たなビジネスの展開

#### (1) 消費者との情報交流の促進

消費者への本県農林水産業、産地情報、農林水産物の栄養など食と農に関する情報の提供を行うとともに、消費者からのニーズの把握を行い、顔の見える関係を築くため、関係団体のインターネット・ホームページの開設やネットワーク化を行う必要がある。

#### (2) 新たなビジネスの展開

県内の産地直売所等が多数参加して行われるサイバーモールの整備等により、地産地消システムをバックアップするとともに、地域の資源を有効に活用し農業経営に役立てる、中古農業機械在庫情報、家畜堆肥の需給情報の提供などを行う団体に対して支援を行う等、新たなビジネスの展開を支援する必要がある。

#### (3) 卸売市場の機能強化

卸売市場における業務の効率化と機能の強化を行うため、取引の電子化を進めるシステムの整備について検討する必要がある。

### 2 生産者への技術情報提供の充実

#### (1) 研究成果等のデータベース化とリアルタイム情報の提供

県の研究機関がこれまで行ってきた研究や調査の結果について、データベース化を推進し、農業情報ネットワークシステムにおいて公開するとともに、普及員等が現地で得た情報をリアルタイムで提供できる体制を構築し、生産者がほしい情報を容易にとり出すことができるようにする必要がある。

#### (2) 緊急情報の強制送信

降雹、降霜、降雪など自然災害に関する情報については、携帯電話等モバイルへの強制送信を行えるシステムを整備する必要がある。

#### (3) 農業生産の効率化

ゆとりある農業経営とするため、園芸施設や農業機械の遠隔操作、無人操作を行う

システムを導入する農家に対して支援を行う必要がある。

#### **(4) 生産者への研修の充実強化**

生産者が ITを十分活用できるよう、研修会の充実と、研修用機器の整備が必要である。

#### **(5) 漁海況情報等の提供**

漁船の操業の効率化に必要な水温、海色データ等、漁海況に関する情報提供システムの整備を行う必要がある。

### **3 農村の活性化を図る情報システムの構築**

#### **(1) 地域総合情報システムの導入支援**

農村地域においては、農業情報のみならず、地域で必要な生活関連情報や、過疎化の進展した山間地においては医療情報など様々な情報を盛り込んだ地域総合情報システム等を構築することにより、農村の活性化を図る必要がある。

#### **(2) 農地G IS 導入による耕地の効率的活用**

農地利用状況や水利状況等のデータを電子化することにより、農地の利用調整の円滑化を図るとともに、計画的な作付、出荷等に役立てる必要がある。

#### **(3) 森林G IS 導入による森林資源の活用**

森林資源情報と地図情報のデータを電子化することにより、資源の管理・活用の高度化を図る必要がある。

## 茨城県IT戦略会議中間報告 用語集

### アクセスポイント

パソコン通信ネットワーク局やインターネットのプロバイダに接続するとき、本局（ホスト）に対する支局の総称。

### インキュベータ

小回りがきき創造性に富む起業家が立ち上げる小ビジネスを支援する投資家団体、またはそれらの投資家が提供する起業家が集まる施設の総称。

### クリアリングシステム

行政情報の所在案内。住民が、自宅や職場に居ながらインターネットに接続し、行政機関が提供可能な情報の所在、概要及び入手方法などを24時間いつでも簡単に調べることができるシステム。

### グループウェア

グループでの作業を支援するためのソフトウェア。ネットワークに接続されたコンピュータで利用し、情報の共有等により作業の効率化を図る。電子メール、電子掲示板、グループスケジューリング、文書データベース、電子稟議などの機能を備える。

### コミュニケーションスペース

複数のベンチャー起業家が実際に対面で交流することのできるような空間・場所。

### コンテンツ産業

情報の内容、中身、静止画、動画や音といった素材、さらにはホームページに掲載されている内容や各種サービス等を提供する産業。

### 情報リテラシー

情報を取り扱う能力のこと。パソコンを用いた情報の整理、蓄積、分析や、インターネットなどを使って情報を収集・発信する能力。

### セキュリティ対策

ネットワーク上でのシステムの安全性を保つための対策。ハードウェアの管理（バックアップ）、ソフトウェアの管理（アクセス権の設定）、ウィルス対策（ウィルス対策ソフトの利用）、ネットワークセキュリティの管理（ファイアウォールの構築、暗号・認証）など。

### 地域IXセンター

複数のプロバイダを高速な回線で相互に接続するための施設を地方にも置いたもの。

## **デジタル・デバイド**

インターネットの普及によって情報入手が容易になる一方で、パソコンを持たないことで情報格差が広がり、生活そのものにも影響を及ぼし始めること。

## **デジタル・マイスター・プロジェクト**

平成13年度から実施予定の、下記を目的とした国家プロジェクト

熟練技能者の技能を科学的に分析し、IT技術による客観化・データベース化・ソフトウェア化を行うことにより、こうした技能の共有を可能とし、技能の維持・活用を図る。

3次元CAD/CAMを用いてオンラインで各工程を一気通貫でつなく柔軟な新生産システムを構築する。

## **データセンター**

顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。

## **データベース化**

データをあらかじめ定義した形で集中的に集積し管理する構造にすること。データの管理が容易であり、またデータの保護のため、利用者ごとにデータの検索、更新についての権限を設定できる。

## **統合パッケージソフト**

生産管理、会計、販売管理、人事・給与など業務を問わず共通的な業務を、一つのデータベースで統合したパッケージソフト。ERPソフトともいう。企業内の情報を一元管理して業務の効率化を実現する。

## **バーチャルモール**

双方向CATVや衛星通信、インターネットなどによって商品データを大型コンピュータと接続し、視聴者は手元のパソコンや専用端末装置を使って、好きなときに商品データから買いたい物を選択して買えるシステムで設定された商店街の総称。

## **パブリック・コメント制度**

行政機関が重要な政策を立案する場合に、政策の趣旨や内容などの必要事項を、原案の段階から公表して広く住民の意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う仕組み。

## **ビジネスサイト**

産業情報など、ビジネスに役立つ様々な情報を提供するホームページの総称。

## **ビジネスプランコンペ**

これからどのようなビジネスを立ち上げていくのか、その内容についての企画を複数の起業家から提出させ、その良し悪しについて競合させること又はその発表の場。

## **フォーマット**

記録媒体の記録方式，またはファイルのデータ形式。

## **不正アクセス**

システムやネットワークに侵入して他人の ID やパスワードを盗用し，不正にアクセスする行為。2000 年 2 月 13 日「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が施行された。

## **プラットフォーム**

システムの基盤となるソフトウェアやハードウェアの環境のこと。

## **ベンチャーキャピタル**

ベンチャービジネスに投資する企業，またはその資本の総称。

## **ポータルサイト**

インターネットの玄関口となる WEB サイトのこと。また，WWW ブラウザを起動した際に，最初に表示される WEB サイトを指す。

## **メールマガジン**

電子メールを利用した定期刊行物のことで，同報メールで配信されるニュースやコラムなどの読み物のことを指す。

## **ワンストップサービス**

行政手続きなどにおいて，ネットワークにつながった端末を用いて，関連する複数の手続きを一回または一か所で行えるサービス。

## **C A D (Computer Aided Design)**

コンピュータを使って部品や製品のデザインや設計をするシステムの総称。手描きに比べると変更や合成が簡単にできることから，建築や工業製品の設計では重要な分野となっている。

## **C A E (Computer Aided Engineering)**

コンピュータによる数値解析，シミュレーションの総称。

## **C A M (computer aided manufacturing)**

設計図をもとに，コンピュータを使用して製造業務を行うシステム。

## **G I S (地理情報システム) (Geographical Information System)**

デジタル化された地図(地形)データと，統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを，統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと，それらの情報の検索や解析，表示などを行うソフトウェアから構成される。